

令和8年度
大学生による地域活性化支援事業
(学生チャレンジ枠追加募集のご案内)

公募受付期間

令和8年5月18日(月)～6月14日(日)(必着)

事業期間：令和8年6月1日(月)～令和9年2月28日(日)

提出先

兵庫県阪神南県民センター県民躍動室 県民課
〒660-8588 尼崎市東難波町5-21-8 (兵庫県尼崎総合庁舎3階)
TEL 06-6481-4542
Eメールアドレス：hanshinm_kem@pref.hyogo.lg.jp

応募書類の様式は、以下の県のホームページからダウンロードできます。

◇ホームページアドレス◇

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/hsk08/07daigakusei2025.html>



令和8年5月

兵庫県阪神南県民センター

大学生による地域活性化支援事業補助金 公募要領

兵庫県阪神南県民センターでは、阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）を対象に、大学生が地域団体等と連携して行う地域活性化の取組に対して支援する「大学生による地域活性化支援事業」の学生チャレンジ枠の追加募集を実施します。

1 応募期間

令和8年5月18日（月）～令和8年6月14日（日）（必着）

2 募集区分

区分	学生チャレンジ枠
対象者	阪神南地域の大学・短期大学に所属する学生3名以上で構成される学生グループ
教員の指導	必須としない ※但し、「阪神つながり交流祭等開催事業」受託者のサポートを受けることができます。
補助上限	30万円
応募の制限	3回まで
申請先	大学事務局又は阪神南県民センター

※過去に一般枠（今年度の募集終了）で採択された団体でも学生チャレンジ枠に応募可能ですが、一旦学生チャレンジ枠で採択された団体は、以後、一般枠に応募できません。

※審査会により応募内容を審査した結果、採択となった場合でも、申請額より低い金額で認定となることがあります。

3 補助対象事業

大学生が地域の団体・事業者等と連携して取り組む地域活性化事業で、学生グループによるフィールド活動を想定しています。

- (1) 学生と地域団体、事業者等との連携による地域活性化事業
- (2) 阪神間モダニズム※文化を活かした地域活性化事業
- (3) 阪神南ベイエリア活性化事業
- (4) インフラ施設やインフラ整備を題材とした地域理解促進事業

※阪神間モダニズムとは、明治後期から昭和初期にかけて、大阪と神戸の間で発展した近代的な文化や生活様式のことを指します。

本事業を活用し、従来から実施している又は実施していた事業（従来の活動に創意工夫を加えることで活動の広がりが認められるものを除く）は補助対象となりません。

※補助率：定額（1千円単位）

4 補助対象期間

令和8年6月1日（月）～令和9年2月28日（日）

5 補助対象経費

補助対象となるのは、取組に要する経費（補助金の交付決定後に実施したもので、かつ対象事業のみに使用するもの）であって、必要かつ適当と認められるものとし、ます。（詳細は別表1を参照してください。）

※備品、金券、景品、飲食代、販売に供する物品等は原則対象外です。

- ・事業の実施に向けた準備等に係るものを含みます。
- ・補助対象期間内に支払いを完了しており、その領収書があるものに限り、ます。
- ・課税団体の場合、「消費税」は補助対象になりませんのでご注意ください。

6 応募方法

(1) 応募

① 応募書類の提出

- ・応募書類は、添付の様式により作成してください。
- ・様式の大きさはA4版で、片面印刷としてください。
- ・押印は不要です。

② 応募書類

- ・応募書（様式第1号）
- ・事業計画書（別紙1）
- ・収支予算書（別紙2）
- ・団体概要書（別紙3）
- ・その他参考となる資料

③ 提出方法

下記提出先に送付してください。

※郵送、宅配便のほかEメールでの提出も可能です。ただし、FAXによる提出は認められません。

※応募書類を受理後、応募資格等を確認し、不備が認められる場合は、ご連絡します。

④ 提出先（お問い合わせ先）

兵庫県阪神南県民センター県民躍動室県民課（県民担当）
〒660-8588 尼崎市東難波町5-21-8（兵庫県尼崎総合庁舎3階）
TEL：06-6481-4542 Eメールアドレス：hanshinm_kem@pref.hyogo.lg.jp
受付時間：9時～12時、13時～17時（土曜日・日曜日、祝祭日を除く）

(2) インターネットの利用

応募書類の様式は、以下の県のホームページからダウンロードできます。

◇ホームページアドレス◇

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/hsk08/07daigakusei2025.html>

応募書類は、Eメールにて下記アドレス宛提出できます。

Eメールアドレス：hanshinm_kem@pref.hyogo.lg.jp



兵庫県 HP

7 審査会の実施について

(1) 審査

審査会による審査を行います。

応募者によるプレゼンテーション（事業説明）をしていただきます。

※発表者は大学生に限ります。

審査会の実施日等詳細は、応募者に別途通知します。

以下の基準に基づき、補助実施事業及び補助金額を決定します。

評価項目	評価項目の内容と着眼点
活動の妥当性	地域課題を的確に把握しているか 活動の目的が対象地域にとって必要性・重要性の高いものか 活動内容は課題解決に資するものか 補助金がいかに有効に使われるか
新規性	先進的、独創的、魅力的であるか 従来の活動に創意工夫を加えることで活動の広がりがあるか
連携体制	学生・連携団体の双方が主体的に活動する体制であるか 地域団体との連携・協働内容が深いものか
社会波及性	事業実施により得られる効果が、広く社会に波及するものか
継続性	将来的に補助金がなくとも、活動を継続する見込みがあるか 補助金以外に収入を得る手段を計画しているか
提出書類 発表の質	提出書類・発表の内容が分かりやすく、熱意が伝わるか 質疑に対する的確に回答できているか

(2) 応募事業の採択

審査に基づく応募事業の採否（採択／不採択）および補助実施事業の補助金額については、文書で通知します。

（※募集期間終了から通知までは1～2ヶ月程度を見込んで下さい。）

なお、審査の経過等についての問合せには応じられません。

(3) 採択結果の公表

補助実施事業については、団体名、事業名、補助金額を県ホームページに掲載します。

(4) その他

応募書類は事業の選定のためにのみ使用し、応募者の了解なしには応募書類の内容等の公表は行いません。ただし、採択決定後、補助実施事業に限って上記(3)に記載のとおり取り扱います。

なお、応募書類の返却はいたしませんのでご了承ください。

8 事業の実績報告について

補助実施事業については、以下の(1)～(3)により報告していただきます。

なお、(1)・(2)の開催にあたり、資料提出等を別途お願いすることがあります。

(1) つながり交流祭（令和8年12月開催予定）

補助実施事業を通じて得られたノウハウを広く発信するため、「つながり交流祭において、参加学生及び連携団体（地域団体・事業者等）による中間報告を行っていただきます。必ずご参加ください。」

(2) 連絡会議（令和9年2月以降開催予定）

県民センターと阪神南地域各大学・短期大学の地域連携担当者が意見交換を行う連絡会議においても成果報告をしていただきます。

(3) 実績報告書の提出

以下の提出期限までに、実績報告書を提出していただきます。提出期限までに報告書の提出が無い場合、補助金交付決定を取り消す場合があります。

【提出期限】 事業完了後 30 日以内

9 事業の実施、補助金の交付等

補助金に関する交付申請、交付の決定、交付、事業の変更、事業の報告、補助金の返還等については、別に定める令和8年度阪神南県民センター地域躍動推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に従って行います。

(1) 補助実施事業の広報

補助実施事業については、事業実施にあたって作成される広報媒体等（チラシやポスター、ホームページ、当日配布資料等）に、下記の例を参考に、補助金が活用されている旨の周知を必ず行ってください。

【記載例】 「この事業は、兵庫県阪神南県民センター「大学生による地域活性化支援事業」の補助金を活用して実施しています。」

(2) 実績報告

補助実施事業が完了した場合は、事業完了後 30 日以内に実績報告書（事業実施状

況を示す写真等も併せて)の提出が必要となります。

また、補助実施事業の適正な履行を確保するために、事業完了前にヒアリング調査や事業実施への立ち会いを行う場合があります。

(3) 補助金の交付

補助金の交付は、実績報告後の精算払いとします。事業完了後、提出された実績報告書を審査のうえ、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、補助金額を確定し、請求書に基づき指定口座に補助金をお支払いします。(事前に登録いただいた口座へ振り込みます。)

(4) 補助金の返還

補助を受けた団体は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、既に交付した補助金の一部又は全部を県へ返還しなければなりません。

1. 交付要綱の規定に違反したとき
2. 補助金を本事業以外の用途に使用したとき
3. 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
4. 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
5. 暴力団であるとき、など

10 その他

(1) 活動結果の公開

阪神南地域で地域活動に取り組む学生グループ間の交流を促進するとともに、本事業による成果を広く発信するため、事例集を作成し、県ホームページ等で公開します。

(2) 関係書類の保管

補助を受けた団体は、補助金交付にかかる帳簿、収入及び支出についての証拠書類を、補助実施事業が完了した年度の翌年度から5年間保存する必要があります。

(3) 取得物品等の処分の制限

補助を受けた団体が補助実施事業を行った結果、取得した物品等については、補助金交付要綱に従い、一定の期間、処分が制限されます。

(4) その他留意事項

- ①補助対象者は、特定の宗教活動又は政治活動を行っていない者に限ります。
- ②代表者は、補助金の経費管理にかかる責任者となります。
- ③他に兵庫県(県の外郭団体含む)の補助を受ける場合、本事業の補助を受けることはできません。国補助事業、市補助事業等については、本事業との併用は可能です。

④交付要綱第 15 条に基づき交付決定の取消し及び公表を行う場合や、地方自治法第 221 条第 2 項に基づき調査及び報告を徴する場合があります。

令和 8 年度阪神南県民センター地域躍動推進事業補助金交付要綱

第15条 県民センター長は、補助事業者又は間接補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令並びにこの要綱及び当該補助事業に係る要綱、要領その他の規程の規定に違反したとき。
- (2) 補助金又は間接補助金を補助事業又は間接補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。
- (5) 暴力団等であるとき。

2 県民センター長は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。

3 県民センター長は、第1項の取消しを決定した場合には、その旨及びその取消事由、その取消しに係る補助事業者又は間接補助事業者の名称その他県民センター長が必要と認める事項を公表することができる。

4 前項の規定による公表は、その取消事由が悪質かつ重大である場合その他県民センター長が必要と認める場合に行うものとする。

地方自治法

第221条 2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

1 1 お問い合わせ先

兵庫県阪神南県民センター県民躍動室県民課

〒660-8588 尼崎市東難波町5-21-8（兵庫県尼崎総合庁舎3階）

TEL：06-6481-4542 FAX：06-6482-0579

Eメールアドレス：hanshinm_kem@pref.hyogo.lg.jp

地域活性化に取り組む大学生の皆様を応援します！

